

2026年5月1日

気候変動対応オペにかかると対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示^(注1)

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローン・マーケット・アソシエーション
<Loan Market Association>）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・R&I等の外部レビュー機関よりフレームワークに対する外部評価及びセカンドオピニオンを取得、融資実行の次年度以降もKPI達成状況や資金の充当状況について、お客様から当行へ報告する必要があります。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会
<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会
<International Capital Market Association>）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているグリーンボンド、サステナビリティボンドに投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会
<Loan Market Association>）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・R&I等の外部レビュー機関より外部評価（SPTsの妥当性検証）を受け

ており、また融資実行後も検証を受けた SPTs について、お客様から達成状況を当行へ報告する必要があります。

- ・カーボンニュートラル・リンク・ローンについては、R&I 等の外部レビュー機関よりフレームワークに対する外部評価及びセカンドオピニオンを取得しており、各案件の適合性については法人コンサルティング部サステナ審査担当が、KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポートリング、検証、について確認のうえ、判断している。

4. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会〈International Capital Market Association〉）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローン・マーケット・アソシエーション）
〈Loan Market Association〉
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会）
〈Loan Market Association〉
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・フレームワーク作成前に外部評価機関に対して事前相談を行い、トランジション・ファイナンスの適合性について確認します。
- ・そのうえで、資金使途が特定されている場合の適合性の判断にあたっては、R&I 等の外部レビュー機関よりフレームワークに対する外部評価及びセカンドオピニオンを取得します。また、融資実行の次年度以降も KPI 達成状況や資金の充当状況について、お客様から当行へ報告する必

要があります。

- ・資金使途が特定されていない場合の適合性の判断にあたっては、R&I等の外部レビュー機関より SPTs の妥当性に対する外部評価及びセカンドオピニオンを取得します。また、融資実行後も検証を受けた SPTs の達成状況について、お客様がレポートを作成し、公益財団法人地方経済総合研究所（以下、地総研）による事前検証（モニタリング）を経たうえで当行へ報告する必要があります。
- ・トランジション・ファイナンスの対象となる業種は国が定めたロードマップに沿った業種としており、ロードマップとの整合性について確認しております。

II. I. に準じる投融資^(注2)

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行（庫・社）独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・環境アセスメント制度（環境影響評価法または条例）に基づき環境アセスメント（自主アセスメント含む）を実施している再生可能エネルギー関連プロジェクト
- ・環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」対象融資のうち、①～③すべてを満たすもの
 - ① 地域循環共生圏の創出に資するもの
 - ② 地球温暖化対策の設備投資、
 - ③ 融資先事業者が自らの二酸化炭素排出量を算定しており、実行後も毎年モニタリングが可能であること

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行独自の基準については、経営企画部及び与信統括部にて協議し、経営が参加する委員会にて審議、決定されております。
- ・投融資にかかる当該基準への適合性については、営業店及び経営企画部、

与信統括部にて環境アセスメント（自主アセスメント含む）実施済みの再生可能エネルギー関連プロジェクトへの融資であることを確認しています。

- ・環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」対象融資は、申請時に事業者自らの二酸化炭素排出量算定状況を確認でき、実行後も毎年モニタリング可能である事業者に融資しております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行（庫・社）では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行（庫・社）独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金用途非限定）のうち、
①～④すべてを満たすもの
 - ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
 - ② 融資先が気候変動対応に紐づいた **KPI** を設定していること
 - ③ 融資の実行期間中、融資先自身が **KPI** の達成状況を年1回以上確認し、開示すること
 - ④ 融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した第三者評価機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行独自の基準については、経営企画部及び与信統括部にて協議し、経営が参加する委員会にて審議、決定されております。
- ・適合性の判断にあたっては、当行と地総研とが連携し、投融資先のインパクト評価、目標及び **KPI** 設定に係る協議を実施します。結果を踏まえ、地総研が評価書を作成し、その内容について第三者評価機関である **R&I**

よりセカンドオピニオンを取得します。

- 融資実行後も **KPI** の達成状況について地総研がモニタリングを行い、当行へ報告する必要があります。
- なお、この投融資先のインパクト評価のフレームワークについても、**R&I** からポジティブ・インパクト金融原則への適合性についてのセカンドオピニオンを取得しております。